政　令

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年十一月九日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第三百三十六号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部の施行期日を定める政令

内閣は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定のうち次の各号に掲げる規定の施行期日は、それぞれ当該各号に定める日とする。

一　法第五章並びに附則第二条、第十四条及び第十五条（経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）第十九条第一項第四号の改正規定を除く。）の規定　平成二十三年十一月十日

二　法附則第五条の規定　平成二十三年十一月二十九日

総務大臣　川端　達夫
経済産業大臣　枝野　幸男
内閣総理大臣　野田　佳彦

調達価格等算定委員会令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年十一月九日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第三百三十七号

調達価格等算定委員会令

内閣は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第三十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（庶務）

第一条　調達価格等算定委員会（次条において「委員会」という。）の庶務は、資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー対策課において処理する。

（委員会の運営）

第二条　前条に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法附則第一条第二号に掲げる規定（附則第五条の規定を除く。）の施行の日（平成二十三年十一月十日）から施行する。

（経済産業省組織令の一部改正）

第二条　経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第百七条中「省エネルギー及び新エネルギーに関する政策に関する事務」を「次に掲げる事務」に改め、同条に次の各号を加える。

一　省エネルギー及び新エネルギーに関する政策に関すること。

二　調達価格等算定委員会の庶務に関すること。

第百十六条中「新エネルギーに関する政策に関する事務」を「次に掲げる事務」に改め、同条に次の各号を加える。

一　新エネルギーに関する政策に関すること。

二　調達価格等算定委員会の庶務に関すること。

経済産業大臣　枝野　幸男
内閣総理大臣　野田　佳彦

告　示

○内閣府告示第二百八十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第二十条第一項の規定に基づき、平成二十三年四月二十七日内閣府告示第百一号をもって公示した地域再生計画に係る指定金融機関を平成二十三年十月十一日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十三年十一月九日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　名称　京都北都信用金庫

二　住所　京都府宮津市字鶴賀二千五十四番地の一

○国家公安委員会告示第二十九号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の三第三項において準用する同令第三十九条の二第五項の規定により平成二十三年十月二十日付けをもって次のとおり型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十一月九日

国家公安委員会委員長　山岡　賢次

型式認定番号	駆動補助機付自転車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　N11－24	ヤマハパス X761	ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地
交　N11－25	ヤマハパス X762	ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地
交　N11－26	ヤマハパス X763	ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地
交　N11－27	ヤマハパス X825	ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地